

【海上保安庁】

○第十一管区海上保安本部

〒900-8547 那覇市港町 2-11-1 那覇港湾合同庁舎 (2・5～7 階)

TEL: (098) 867-0118

HPアドレス: <http://www.kaiho.mlit.go.jp/11kanku/>

【下部機関】

○那覇海上保安部

〒900-0001 那覇市港町 4-6-5

TEL: (098) 951-0118

HPアドレス: <http://www.kaiho.mlit.go.jp/11kanku/naha/>

○石垣海上保安部

〒907-0013 石垣市浜崎町 1-1-8

TEL: (0980) 83-0118

HPアドレス: <http://www.kaiho.mlit.go.jp/11kanku/ishigaki/>

○中城海上保安部

〒904-2162 沖縄市海邦町 3-45

TEL: (098) 938-7118

HPアドレス: <http://www.kaiho.mlit.go.jp/11kanku/nakagusuku/>

○宮古島海上保安部

〒906-0012 宮古島市平良字西里 7-21

TEL: (0980) 72-0118

○名護海上保安署

〒905-0011 名護市字宮里 452-3

TEL: (0980) 53-0118

○那覇航空基地

〒901-0142 那覇市字鏡水 344

TEL: (098) 858-0118

HPアドレス: <http://www.kaiho.mlit.go.jp/11kanku/naha-airstation/>

○石垣航空基地

〒907-0244 石垣市字盛山 222-282

TEL: (0980) 86-8511

【設置根拠】

○第十一管区海上保安本部

海上保安庁法第 12 条

○下部機関

海上保安庁法第 13 条、海上保安庁組織規則第 118 条・第 119 条

【業務内容】

法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における船舶の航行の秩序の維持、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに付帯する事項に関する事務を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務としております。

【組織】

【第十一管区海上保安本部】

